

両国公会堂の管理運営に関する条例及び両国公会堂の休止に関する条例を廃止する
条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第10号

両国公会堂の管理運営に関する条例及び両国公会堂の休止に関する条例
を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 両国公会堂の管理運営に関する条例（昭和42年墨田区条例第18号）
- (2) 両国公会堂の休止に関する条例（平成12年墨田区条例第66号）

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。